

## 第10号議案

品川区公告式条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月18日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区公告式条例の一部を改正する条例

品川区公告式条例（昭和28年品川区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「基く」を「基づく」に改める。

第2条第1項中「品川区条例（以下「条例」という。）」を「条例」に、「及び」を「および」に改め、「その末尾に」を削り、「署名しなければ」を「署名（地方自治法第16条第4項の総務省令で定める署名に代わる措置を含む。）をしなければ」に改め、同条第2項中「、」の次に「区のウェブサイトに掲載し、または」を加える。

第3条から第5条までを次のように改める。

（区長の定める規則の公布）

第3条 区長の定める規則（以下この条および次条において「規則」という。）

を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日および区長名を記入しなければならない。

2 前条第2項の規定は、規則について準用する。

（区長の定める規程の公表）

第4条 第2条第2項および前条第1項の規定は、区長の定める規程（規則を

除く。)で公表を要するものについて準用する。

(その他の規則および規程の公表)

第5条 第2条第2項および第3条第1項の規定は、区の機関(区長を除く。)の定める規則その他の規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、同項中「区長名」とあるのは「当該機関名または当該機関の代表者名」と読み替えるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明) 区民の利便性の向上ならびに行政運営の簡素化および効率化を図るため、条例および規則の公布方法等を見直す必要がある。